



VMware K.K.

2022 従業員福利厚生ハンドブック

Mercer Marsh Benefits
Employee Health & Benefits

Tokyo

benefits that truly benefit



目次

- 契約内容と加入資格
- 給付の内容
- 保険金をお支払いできない場合
- 請求手続きについて

契約内容と加入資格

1

契約内容と加入資格

総合福祉団体定期保険(GTL)

- 保険会社 :第一生命保険株式会社
 - 証券番号 :0976943
 - 契約更新日 : 毎年1月1日
 - 補償範囲 : 24時間
 - 加入対象 :
 - 現地役員(CEOを含む)および従業員
 - 新入社員-入社日から
 - 定年再雇用者
- ※扶養家族は含まない
- 上限年齢:
 - 新規加入 : 70歳未満
 - 継続加入 : 75歳まで

契約内容と加入資格

長期障害所得補償保険(GLTD)

- 保険会社：チャブ保険株式会社
- 証券番号：979LTG 080324-2
- 契約更新日：毎年1月1日
- 補償範囲：24時間
- 加入対象：
 - ・ 現地役員(CEOを含む)および従業員
 - ・ 新入社員-入社日から
 - ・ 定年再雇用者
 - ・ ※扶養家族は含まない
- 上限年齢：
 - ・ 新規加入：67歳未満
 - ・ 継続加入：67歳未満

契約内容と加入資格

団体傷害保険 (GPA)

- 保険会社：チャブ保険株式会社
- 証券番号：809GI 119684-4
- 契約更新日：毎年1月1日
- 補償範囲：24時間
- 加入対象：
 - ・ 現地役員(CEOを含む)および従業員
 - ・ 新入社員-入社日から
 - ・ 定年再雇用者
 - ・ ※扶養家族は含まない
- 上限年齢：
 - ・ 新規加入：制限なし
 - ・ 継続加入：制限なし

給付内容



総合福祉団体定期保険(GTL)

保障内容	死亡・高度障害の保障
保険金額	年間基本給の2倍(上限1億円) (弔慰金規定に基づき支払われます)

長期障害所得補償保険(GLTD)

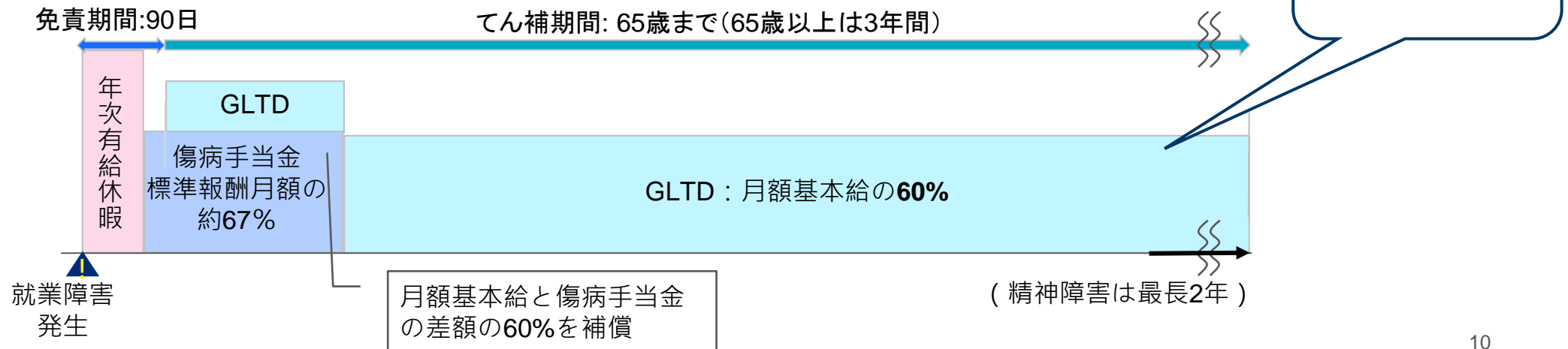
補償内容	病気・ケガによる就業不能時の所得減を補償
保険金額	月額基本給 × 60% (最高保険金支払月額 150万円)
免責期間	事故発生から90日間
てんぽ期間	65歳未満の方：65歳まで (62歳以上は3年間) 65歳以上の方：3年間
特約	<ul style="list-style-type: none">・精神障害補償特約 (最長2年)・妊娠に伴う身体障害補償特約・天災危険補償特約

長期障害所得補償保険 (GLTD) イメージ

■ GLTDがないと・・・



■ GLTDの補償



団体傷害保険 (GPA)

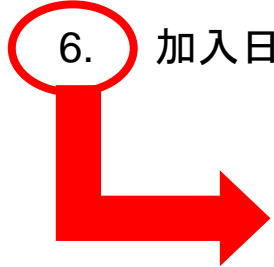
補償内容	事故による死亡・後遺障害を補償																																
保険金額	<p>死亡保険金：月額基本給 の24倍 (上限1億円)</p> <p>後遺障害保険金：障害等級によって異なる。</p> <table border="1" data-bbox="970 622 2244 1076"> <thead> <tr> <th>後遺障害等級</th> <th>死亡保険金×給付率</th> <th>後遺障害等級</th> <th>死亡保険金×給付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>100%</td> <td>8級</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>89%</td> <td>9級</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>78%</td> <td>10級</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>69%</td> <td>11級</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>59%</td> <td>12級</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>50%</td> <td>13級</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>42%</td> <td>14級</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	後遺障害等級	死亡保険金×給付率	後遺障害等級	死亡保険金×給付率	1級	100%	8級	34%	2級	89%	9級	26%	3級	78%	10級	20%	4級	69%	11級	15%	5級	59%	12級	10%	6級	50%	13級	7%	7級	42%	14級	4%
後遺障害等級	死亡保険金×給付率	後遺障害等級	死亡保険金×給付率																														
1級	100%	8級	34%																														
2級	89%	9級	26%																														
3級	78%	10級	20%																														
4級	69%	11級	15%																														
5級	59%	12級	10%																														
6級	50%	13級	7%																														
7級	42%	14級	4%																														
特約	天災補償特約																																

保険金をお支払いできない場合



保険金をお支払いできない場合 総合福祉団体定期保険(GTL)

1. 加入日から起算して1年以内の自殺
2. 保険契約者の故意による死亡または所定の高度障害
3. その被保険者または高度障害保険金受取人の故意による所定の高度障害
4. 死亡保険金受取人の故意による死亡または所定の高度障害
5. 戦争その他の変乱による死亡または所定の高度障害
6. 加入日前に発生した傷害または病気を原因とする所定の高度障害



保険金をお支払いできない場合 長期障害所得補償保険(GLTD)

1. 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害
2. 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
3. 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害
4. 被保険者の自動車等の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転によって被った傷害
5. 発熱等の他覚的症候のない感染など
6. 戦争、その他類似の事変や暴動等によって被った身体障害
7. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害
8. 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛またはその他の症状で、医学的他覚所見がないもの
9. 加入日(入社日)前12ヶ月以内の既往症が原因で、加入日から12ヶ月以内に就業障害となった場合

保険金をお支払いできない場合

団体傷害保険 (GPA)

1. 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による死亡または身体障害
2. 自殺行為による死亡または身体障害（ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合はお支払いします。）
3. 犯罪行為、闘争行為による死亡または高度障害
4. 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った死亡・身体障害
5. 被保険者の自動車等の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転によって被った死亡・身体障害
6. 疾病による死亡・身体障害
7. 妊娠、出産、早産または流産
8. 外科的手術やその他の医療処置
9. 刑の執行
10. 風土病
11. 職業性疾病
12. 頸部症候群（「むちうち症」）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的所見のない症状
13. 戦争、内戦、変乱、外国の武力行使、暴動等によって被った死亡・身体障害
14. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った死亡・身体障害

請求手続き

4

請求手続きについて

総合福祉団体定期保険(GTL)

	項目	請求の流れ	フォーマット	時期	送付方法
1	従業員死亡通知	人事部 ⇒ マーシュ		事故発生後、できるだけ早く	メール
2	事故報告書の送付	マーシュ ⇒ 人事部		通知あり次第、できるだけ早く	メール
3	事故報告書の保険会社への通知	マーシュ ⇒ 保険会社	事故報告書	人事部からを受けり次第即時	メール
4	保険金請求書類の送付	保険会社 ⇒ 人事部	保険金請求書類	事故報告書を受け取り次第即時	郵便
5	死亡証明書類の請求	人事部 ⇒ 従業員のご遺族	死亡診断書(死体検案書)等・死亡が確認できる公的書類(戸籍謄本、住民票)など	遺族からの提出の後	任意
6	死亡証明書類の提出	従業員のご遺族 ⇒ 人事部	死亡診断書(死体検案書)等・死亡が確認できる公的書類(戸籍謄本、住民票)など	遺族からの提出の後	任意
7	保険金請求書類一式の提出	人事部 ⇒ マーシュ	保険金請求書、死亡診断書、戸籍謄本など	保険金請求書類一式が整い次第できるだけ早く	郵便
8	保険金支払い	保険会社 ⇒ VMware		保険金請求書類を受け取ってから、5営業日以内	
9	遺族への支払	VMware ⇒ 従業員の遺族		できるだけ早く	

請求手続きについて

長期障害所得補償保険(GLTD)

	項目	請求の流れ	フォーマット	時期	送付方法
1	従業員の就業不能管理	人事部			
2	免責期間管理 (90日間もしくは傷病手当金の支払終了)	人事部			
3	事故報告書の送付	マーシュ ⇒ 人事部	事故報告書	免責期間経過後(90日)	メール
4	事故報告書の提出	従業員 ⇒ 人事部	事故報告書 (エクセルまたはpdf)	免責期間後、できるだけ早く	メール
		人事部 ⇒ マーシュ		事故報告書到着次第即時	
		マーシュ ⇒ 保険会社		事故報告書到着次第即時	
5	保険金請求書類の送付	保険会社 ⇒ 従業員	<ul style="list-style-type: none"> 保険金請求書 (保険金請求用) 診断書 就業障害状況報告書 就業障害証明書 傷病手当金支給決定通知書など 	事故報告書到着次第即時	郵便
6	保険金請求書類の提出	従業員 ⇒ 保険会社	<ul style="list-style-type: none"> 保険金請求書 (保険金請求用) 診断書 就業障害状況報告書 就業障害証明書 傷病手当金支給決定通知書など 	保険金請求書類到着後 1~3カ月以内	郵便
7	就業障害状況報告書類の請求	保険会社 ⇒ VMware		保険金請求書到着次第即時	メール
8	就業障害状況報告書類の提出	VMware ⇒ マーシュ	就業障害状況報告書、賃金台帳、など	1週間以内	メール
9	保険金の支払い	保険会社 ⇒ 従業員		5営業日以内	

請求手続きについて

団体傷害保険 (GPA)

	項目	請求の流れ	フォーマット	時期	送付方法
1	従業員負傷の通知 (死亡または障害状態)	人事部 ⇒ マーシュ		事故発生後、できるだけ早く	メール
2	事故告書の送付	マーシュ ⇒ 人事部		通知あり次第、できるだけ早く	メール
3	保険会社への事故報告	マーシュ ⇒ 保険会社	事故報告書	人事部 (または従業員) から 事故報告書を受取り次第即時	メール
6	保険金請求書の送付	マーシュ ⇒ 従業員		事故報告を受取り次第即時	郵便
7	保険金請求書の提出 (死亡または高度障害の 証明書を含む)	従業員の遺族または従業員 ⇒ マーシュ ⇒ 保険会社	<ul style="list-style-type: none"> • 保険金請求書 • (死亡の場合) 死亡診断書 (死体検案書) • 後遺障害診断書 • 請求者の印鑑証明書 など (後遺障害等級決定のために、 診断書の事前提出が必要な場合があります)	従業員または遺族からの提出 の後	郵便
8	保険金の支払い (死亡もしくは高度障害)	保険会社 ⇒ 従業員または従業員の遺族		通常5営業日以内 (障害等級によっては、1~2カ 月後になることがあります。)	

請求手続き 連絡先

熊井由美(クマイ ユミ)	yumi.kumai@marsh.com	03-6775-9664
村田健一(ムラタ ケンイチ)	Kenichi.Murata@marsh.com	03-6775-6352



MercerMarsh Benefits

IMPORTANT NOTICE: This document does not constitute or form part of any offer or solicitation or invitation to sell by either Marsh or Mercer to provide any regulated services or products in any country in which either Marsh or Mercer has not been authorized or licensed to provide such regulated services or products. You accept this document on the understanding that it does not form the basis of any contract.

The availability, nature and provider of any services or products, as described herein, and applicable terms and conditions may therefore vary in certain countries as a result of applicable legal and regulatory restrictions and requirements.

Please consult your Marsh or Mercer consultants regarding any restrictions that may be applicable to the ability of Marsh or Mercer to provide regulated services or products to you in your country.

Copyright © 2021 Marsh Japan Inc. All rights reserved.